

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会設置要綱改正（案）

（名称）

第1条 本会は「大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、北海道ブロック（北海道の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携等について検討することを目的とする。

（活動内容）

第3条 協議会は、次に掲げる事項について活動するものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 北海道ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携についての検討
- 三 北海道ブロック以外で実施又は検討されている大規模災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 四 その他必要な事項

（構成員等）

第4条 協議会の構成員は別表のとおりとする。

- 2 協議会には、必要に応じオブザーバーとして別表以外の関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会には、必要に応じ座長を置くことができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、環境省北海道地方環境事務所資源循環課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成27年11月18日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年11月12日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

別表

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会構成員

学識経験者	東條 安匡 (北海道大学大学院工学研究院 環境工学部門 環境工学分野 廃棄物処分工学研究室 准教授)
	石井 一英 (北海道大学大学院工学研究院 環境工学部門 環境工学分野 循環共生システム研究室 教授)
地方自治体	北海道総務部危機対策局危機対策課 防災教育担当課長
	北海道環境生活部 <u>環境保全局</u> 循環型社会推進課長
	札幌市環境局環境事業部 循環型社会推進課長
	札幌市環境局環境事業部 事業廃棄物課長
	函館市環境部 環境推進課長
	小樽市生活環境部 ごみ減量推進課長
	旭川市環境部 廃棄物政策課長
	室蘭市生活環境部 環境課長
	釧路市市民環境部 環境事業課長
	帯広市都市環境部環境室 <u>清掃事業課長</u>
	北見市市民環境部 廃棄物対策課長
	苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室 ゼロごみ推進課長
	江別市生活環境部環境室 廃棄物対策課長
千歳市市民環境部環境センター センター長	
民間団体	公益社団法人北海道産業資源循環協会 事務局次長
	一般社団法人北海道建設業協会 業務部長
	一般社団法人北海道解体工事業協会 事務局長
国の機関	国土交通省北海道開発局事業振興部防災課 災害対策管理官
	環境省北海道地方環境事務所 資源循環課長

下線部は昨年度からの変更箇所